明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○税制調査会令の一部を改正する政令（三六七）　二
○国の所有に係る東京地下鉄株式会社の株式の処分に関する政令（三六八）　二
○樹木採取権登録令の一部を改正する政令（三六九）　二

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**四一四）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**二二一）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**三四八）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**農林水産**一九二四）　三
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（**国土交通**一二四二）　六
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（**同**一二四三）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一二四四）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一二四五、一二四六）　六
○崎山湾・網取湾自然環境保全地域に関する保全計画を変更する件（**環境**九一）　七
○崎山湾・網取湾自然環境保全地域に関わる生態系維持回復事業計画の策定に係る件（**同**九二）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**三一三、三一四）　八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**九四～九六）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**九八）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省　最高裁判所　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕

諸事項　九

〔官庁報告〕

産業
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示五、福島同五）　九
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一九
会社その他
日本産業規格（厚生労働省）　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇税制調査会令の一部を改正する政令（政令第三六七号）（内閣府本府）

1　税制調査会の任務の円滑な遂行に資するため、令和五年一月九日に任期の満了することとなる委員の任期を、同年七月九日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国の所有に係る東京地下鉄株式会社の株式の処分に関する政令（政令第三六八号）（財務省）

1　財務大臣は、国の所有に係る東京地下鉄株式会社の株式の金融商品取引所に上場されるまでの間における売払いについては、あらかじめ公示した価格により随意契約によることができることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇樹木採取権登録令の一部を改正する政令（政令第三六九号）（農林水産省）

1　登録権利者単独での申請

㈠　買戻しの特約に関する登録の抹消

買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から一〇年を経過したときは、樹木採取権登録令第二三条の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該登録の抹消を申請することができるものとした。（第三一条の二関係）

㈡　除権決定による登録の抹消等

樹木採取権登録令第三二条第一項の登録が買戻しの特約に関する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして農林水産省令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用するものとした。（第三二条第二項関係）